

消防消第 161 号
消防地第 193 号
令和 2 年 5 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長
消防庁国民保護・防災部地域防災室長
(公 印 省 略)

消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について

消防職団員の安全管理等については、「消防職団員の教育訓練時における安全管理等の再徹底について」（平成 21 年 7 月 8 日付け消防消第 197 号）等により徹底をお願いしていますが、夏季期間中を中心に毎年のように熱中症に起因する事故が発生している状況にあります。また、気象庁の発表によれば、今年の夏（6～8 月）の平均気温は、全国的に平年並みか平年より高いとの予報があることから、より一層の対策が求められるところです。

このことから、貴職におかれましては、各消防本部、各消防学校及び各消防団に対し、熱中症対策を含めた安全管理体制及び健康管理体制について改めて点検いただくとともに、「警防活動時等における安全管理マニュアル及び訓練時における安全管理マニュアルの一部改正について」（平成 28 年 3 月 31 日付け消防消第 63 号）のほか、労働環境や運動環境の目安として、環境省が発表する「暑さ指数（WBGT）」等も参考にしながら、新型コロナウイルスへの感染防止の観点にも十分留意しつつ、熱中症対策に万全を期すよう御指導願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【参考①】暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数（WBGT）は人体と外気とのやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周囲の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標です。

なお、暑さ指数が 28℃（厳重警戒）を超えると熱中症患者が著しく増加する傾向が見られます。

詳しくは環境省熱中症予防情報サイト（PC 版）<http://www.wbgt.env.go.jp/>

【参考②】令和2年7月より、関東甲信地方都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、山梨県）に限り、環境省及び気象庁共同の情報提供「熱中症警戒アラート（試行）」が先行実施されます。

これは、従来、気象庁が気温を基準として情報提供していた高温注意情報を、「暑さ指数（WBGT 値）」を用いた基準に置き換える取組です。

基準の変更の他、発表頻度等も変更し、熱中症対策における具体的な対策行動についてもお知らせすることで、熱中症の危険度が非常に高くなる日に、国民に「気づき」を与え、予防行動に移していただくための情報となっています。

参考として、環境省及び気象庁から関東甲信地方都県の熱中症対策担当部局宛てに発出された事務連絡を添付しましたので、御参照ください。

添付資料 「警防活動時等における安全管理マニュアル」抜粋（消防庁）【別添1】
「訓練時における安全管理マニュアル」抜粋（消防庁） 【別添2】

参考資料

（厚生労働省）

「熱中症予防のために」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631950.pdf>

（環境省）

「熱中症環境保健マニュアル2018」

http://www.wbgt.env.go.jp/heatstroke_manual.php

（総務省消防庁）

「消防職団員の教育訓練時における安全管理等の再徹底について」

（平成21年7月8日付け消防消第197号）

（環境省・気象庁）

「熱中症警戒アラート（試行）について（協力依頼）」

消防庁 消防・救急課

職員第一係 永峯・佐井

TEL：03-5253-7522

FAX：03-5253-7532

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

消防庁 国民保護・防災部

地域防災室 消防団係 伊藤・崎田

TEL：03-5253-7561

FAX：03-5253-7576

E-mail：syobodan@m1.soumu.go.jp

「警防活動時等における安全管理マニュアル【改訂版】」より抜粋

I 総論

§ 1 基本事項

5 熱中症対策（2 ページ）

5 熱中症対策

行 動 内 容	ねらい
1 平素からこまめな水分摂取に配慮し、急な災害出場にも対応できる準備をする。	◎水分や塩分補給による熱中症対策
2 災害現場においてもこまめな水分摂取ができるように、必要に応じて補給隊を配備するなど体制の整備を図る。	
3 活動が長期に渡る場合は、塩分の摂取にも配慮する。	
4 夏季や長時間の活動時には、体調の異変を感じる前に、防火衣の中にアイスパック等を装着したり、活動途中で水を流し込むなど身体の冷却を図る。	◎身体を冷却することによる熱中症対策
5 必要に応じて休息をとるなどして、安全な場所で防火衣の前面開放や防火帽の離脱を行い、防火衣内等に蓄積された熱を外気に放出させ、身体を冷却する。	◎防火衣等に蓄積された熱の放出による熱中症対策

※「警防活動時等における安全管理マニュアル【改訂版】」全文

https://internal.fdma.go.jp/hiyarihatto/juyo/anzenkanri_h28.html

「訓練時における安全管理マニュアル【改訂版】」より抜粋

第 1 部 総論

第 2 章 訓練の進行及び指導

第 2 節 訓練の指導

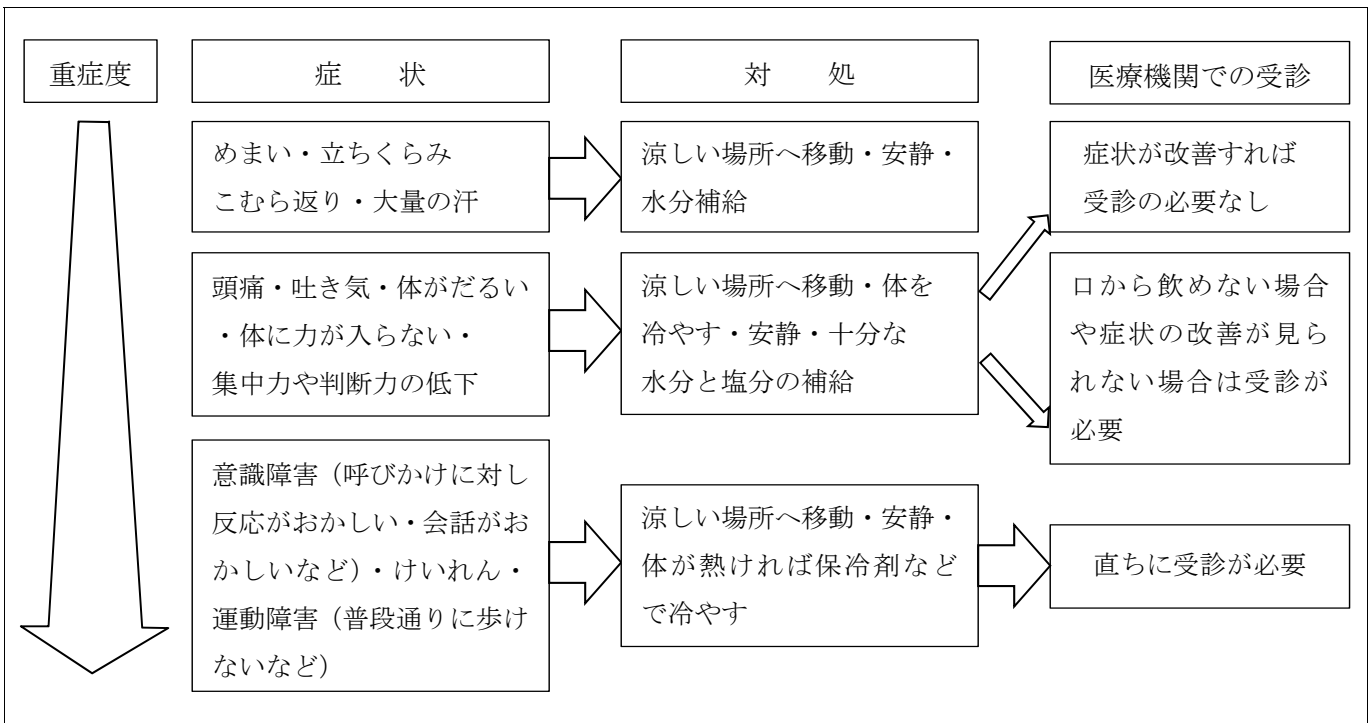
2 熱中症対策（14 ページ）

2 熱中症対策

(1) 熱中症予防対策

- ① 熱中症及びその対処法に関する知識を隊員間で共有する。
- ② 平素からこまめな水分摂取に配慮する。
- ③ 訓練時においても水分摂取ができるよう環境を整備するとともに、塩分の摂取にも配慮する。
- ④ 必要に応じて休息をとるなどして、風通しのよい涼しい場所で防火衣や保安帽の離脱を行い、防火衣内等に蓄積された熱を外気に放出させ、身体を冷却する。
- ⑤ 事前の体調管理を徹底し、体調不良の隊員は訓練への参加を控える。

(2) 熱中症の分類と対処法



※「訓練時における安全管理マニュアル【改訂版】」全文

https://internal.fdma.go.jp/hiyarihato/juyo/h2803_safety_management_manual_in_training.pdf